

新設分担金の改定について

消費税法改正により，令和元年10月1日から税率が10.0%に引き上げられました。

新設分担金は，工事申込みの際徴収する（高知市給水条例第30条第5項）こととなっておりますので，令和元年9月30日までに新設分担金を納入し，工事申込みが行われたものについては旧税率が適用され，令和元年10月1日以降は新税率となります。

なお，手数料（設計審査手数料，竣工検査手数料等）は変更ありません。

改正後の新設分担金（税抜き金額）

地 区	メーター口径	新設分担金(税抜き)	税込み(10%)
鏡・土佐山地区 を除く給水区域	13ミリメートル	54,000円	59,400円
	20ミリメートル	141,000円	155,100円
	25ミリメートル	306,000円	336,600円
	30ミリメートル	468,000円	514,800円
	40ミリメートル	954,000円	1,049,400円
	50ミリメートル	1,584,000円	1,742,400円
	75ミリメートル	4,248,000円	4,672,800円
	100ミリメートル	8,784,000円	9,662,400円
	150ミリメートル以上	管理者が別に定める。	
旧鏡小浜簡易水道に係る給水区域	13ミリメートル	4,700円	5,170円
	20ミリメートル	9,500円	10,450円
	25ミリメートル	14,200円	15,620円
	30ミリメートル	19,000円	20,900円
	40ミリメートル	23,800円	26,180円
	50ミリメートル以上	管理者が別に定める。	
旧土佐山平石地区簡易水道及び 旧土佐山弘瀬地区簡易水道に係る給水区域	13ミリメートル	33,300円	36,630円
	20ミリメートル		
	25ミリメートル		
	30ミリメートル		
	40ミリメートル以上		

※1/4 適用 S57.3.31 以前に施工

φ13→φ20に限り（分担金 21,750円 消費税 2,175円 合計 23,925円）